

つくば市告示第887号

つくばコレクションの認定に関する要綱を次のように定める。

令和5年10月25日

つくば市長 五十嵐立青

つくばコレクションの認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、つくば市を代表する優れた物産品をつくばコレクションとして認定し、つくば市の特産品として販路拡大の支援を行い、もってつくば市の産業振興を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「物産品」とは、つくば市産の一次産品を使用している加工食品又は製造が市内で行われている加工食品をいう。

(認定の要件)

第3条 第8条第1項の規定によるつくばコレクションの認定（以下「つくばコレクションの認定」という。）を受けることができる物産品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 販売店舗が市内にあること。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、酒税法（昭和28年法律第6号）その他関係法令に基づく基準を満たして生産がされていること。
- (3) 他人の知的財産権を侵害していないこと。

(4) 第6条第2項の規定による申請（以下「認定申請」という。）を行う者が主体となって企画し、及び開発したものであること。

(5) 認定申請の日において、次のいずれかに該当すること。

ア つくばコレクションの認定を受けていないこと。

イ 現につくばコレクションの認定を受けている物産品であつて、その有効期間の満了の日まで1年未満であること。

(6) 次条に定めるつくばコレクションの認定の基準（以下「認定基準」という。）を全て満たしていること。

2 物産品についてつくばコレクションの認定を受けることができる者は、物産品の製造又は企画販売を業とする者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に本店若しくは事業所を有する法人又は市内に住所若しくは事業所を有する個人

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第5条第1項に規定する認定高度化基準に準じた衛生管理（以下「衛生管理」という。）を実施していること（物産品の企画開発のみを行う者にあつては、認定申請に係る物産品の製造又は加工を行う者が衛生管理を実施していること。）。

(4) 製造物責任法（平成6年法律第85号）上の責任を対象とする保険に加入していること。

(5) 審査に当たり、必要な資料の提出及び市長が別に定めるつくばコレクション評価懇話会（以下「評価懇話会」という。）への出席の要請に応じることができること。

（認定基準）

第4条 認定基準は、次のとおりとする。

(1) 独自性を有すること。

- (2) 容器又は包装のデザイン、機能性等が優れていること。
- (3) 優れた品質を有し、それに見合う価格が設定されていること。
- (4) 信頼性及び安全性を有すること。

(認定期間)

第5条 つくばコレクションの認定の有効期間は、つくばコレクションの認定をした日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認定の申請)

第6条 市長は、毎年度、つくばコレクションの認定の申請期間を定めるものとする。

2 つくばコレクションの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、つくばコレクション認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、申請期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) つくばコレクション認定申請調書（様式第2号）
- (2) 市税の滞納がないことの証明書の写し
- (3) 食品衛生法、酒税法等の法令に基づく営業許可証等の写し
- (4) 第3条第2項第4号に規定する保険の加入が確認できる書類の写し

(審査)

第7条 市長は、認定申請があったときは、当該申請に係る物産品が第3条第1項各号（第6号を除く。）に規定する要件に適合するかどうか及び当該申請者が同条第2項各号に規定する要件に適合するかどうかを審査するものとする。この場合において、当該申請に係る物産品及び当該申請者がこれらの要件に適合するときは、当該申請に係る物産品が認定基準に適合するかどうかを審査するものとする。

2 市長は、前項後段の規定による審査に当たっては、評価懇話会を開催し、有識者の意見を聴くものとする。

(認定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、物産品が第3条第1項に規定する要件に適合し、かつ、申請者が同条第2項に規定する要件に適合すると認めるときは、当該物産品をつくばコレクションとして認定するものとする。

2 市長は、つくばコレクションの認定をしたときは、つくばコレクション認定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するとともに、つくばコレクション認定書を交付するものとする。この場合において、つくばコレクション認定通知書には、別記に掲げる事項を記載するものとする。

3 市長は、つくばコレクションの認定をしなかったときは、つくばコレクション不認定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（認定マークの表示）

第9条 物産品についてつくばコレクションの認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、つくばコレクションの認定を受けた物産品（以下「認定品」という。）であることを示すつくばコレクション認定マーク（以下「認定マーク」という。）をつくばコレクションの認定の有効期間内において表示することができる。

2 認定マークは、認定品以外に表示してはならない。

3 認定マークの表示に要する費用は、認定事業者の負担とする。

4 市長は、認定事業者に対し、認定マークを表示するためのシール（以下「認定シール」という。）3,000枚を無償で提供するものとする。この場合において、認定事業者は、提供を受けた枚数を超えた認定シールを使用するときは、認定シール1,000枚につき500円を負担しなければならない。

5 認定事業者は、認定マークを使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）色及びデザインを変更せず、縮小し、又は拡大して使用する場合は、縦横同比率とすること。

（2）この要綱の規定に反した使用をしないこと。

(認定内容の変更)

第10条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、つくばコレクション認定変更・中止・廃止届出書（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 認定品の名称又は金額を変更したとき。
- (2) 認定品の規格、形状、容器又は包装のデザイン等を変更したとき。ただし、他のマークの表示その他市長が軽微な変更であると認める場合は、この限りでない。
- (3) 認定事業者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は本店若しくは事業所の所在地）を変更したとき。
- (4) 認定品の製造を1か月以上中止し、又は廃止するとき。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、つくばコレクション認定変更・中止・廃止確認通知書（様式第6号）により当該認定事業者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、つくばコレクションの認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業者から認定取消しの申出があったとき。
- (2) 認定品が第3条第1項各号（第5号を除く。）のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 市税を滞納しているとき。
- (4) 偽りその他不正な行為により認定を受けたとき。
- (5) 認定事業者が社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (6) 認定品の製造の1年以上の中止又は廃止が認められたとき。
- (7) その他つくばコレクションの認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定によりつくばコレクションの認定を取り消したときは、つ

くばコレクション認定取消通知書（様式第7号）により、当該取消しを受けた認定事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、つくばコレクションの認定の取消しの事実及びその理由を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表する。この場合において、当該認定事業者及びその取引関係先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

（報告又は調査）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、認定品に係る事項について、報告を求め、又はつくば市職員をして実地の調査をさせるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、つくばコレクションの認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前につくばコレクションの認定に相当する行為が行われた物産品は、つくばコレクションの認定が行われた物産品とみなして第3条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

別記（第8条関係）

- （1）この要綱の規定を遵守すること。
- （2）つくばコレクションのイメージ向上に努めること。
- （3）認定品の販売において重大な事故等が発生したときは、その内容を速やかに市長に報告するとともに、その責任の一切を負うこと。
- （4）認定品の苦情等が発生したときは、誠意を持って対応し、その結果を市長に

報告すること。

- (5) 市長が認定品に係る事項について報告を求め、又はつくば市職員をして実地の調査をさせる場合は、これに応じること。